

平成27年度版 消費税法 3級 過去問題集

「消費税法 3級 過去問題集」に下記の誤りがございました。
訂正しておわび申し上げます。

平成27年11月10日現在

頁		誤	正
130	第93回 消費税法3級 解説 第2問 ④	法人が行う居住用アパートの貸 付けは課税取引とされる。	法人が行う居住用アパートの貸 付けは 非 課税取引とされる。